

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A 等の事業承継支援 等）

当社では、既存の取引関係にとらわれず、異業種や地域を越えた企業間連携を積極的に進め、サプライチェーン全体の競争力向上を図ります。たとえば、**地域の中小部品メーカーとの技術連携によるオープンイノベーションや、高齢化が進む整備業者の M&A を通じた事業承継支援など**に取り組み、技術・人材・ノウハウの共有と活用を促進します。

これにより、災害時や市場変動時にも柔軟に対応できる**強靭な事業ネットワークの構築**を目指すとともに、連携先企業の発展を支えることで、共存共栄の関係を築いていきます。また、定期的な連携会議や情報交換の場を設けることで、継続的な関係強化を推進します。

b. IT 実装支援（共通 EDI の構築、データの相互利用、IT 人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）

当社は、自社と取引先の業務効率化・情報共有の高度化を目的に、**共通の EDI(電子データ交換)システムの導入支援**を行っています。これにより、受発注・納期管理・請求処理などを電子化し、ヒューマンエラーや時間的ロスの削減を図ります。

また、車両整備履歴や在庫情報などの**データ相互利用**を促進することで、取引先との業務連携をよりスムーズにし、サービス品質の向上にもつなげています。中小企業の取引先に対しては、IT 人材の育成支援や、**サイバーセキュリティ対策の助言**（例：ファイアウォールの導入、定期的なセキュリティ研修）も実施。災害時やテレワーク時にも安全に業務を継続できるよう、BCP の IT 観点からの支援も行っています。

d. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）

当社では、地域の整備・板金業者、部品サプライヤー等と連携し、**整備工程や塗装工程**にお

ける脱炭素化の推進に取り組んでいます。具体的には、低 VOC（揮発性有機化合物）塗料の導入支援や、エネルギー消費量の見える化による省エネ診断の実施などを通じて、グリーン化を加速させています。

また、高効率な故障診断機器の共同導入や、再生部品の活用を前提としたグリーン調達の推進も進めており、サプライチェーン全体での環境負荷低減に寄与しています。今後は、自動車の電動化に対応した整備技術の開発や、EV 関連部品の取り扱い・整備ネットワーク構築にも連携を拡大する予定です。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト增加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

2025年6月21日

株式会社三国自動車

代表取締役 植林晃平

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。

- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。